

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 本町の障がい者施策が目指す姿

本計画は「福崎町第5次総合計画」に掲げた本町の将来像「活力にあふれ 風格のある 住みよ  
いまち ～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～」の実現に向けて定められた6つの柱  
の取り組みの一つとして策定しています。ノーマライゼーションと、誰もが社会の中で孤立や排除  
されず、すべての人を包含しうる社会をめざすソーシャルインクルージョンの理念のもとに、障が  
いのある人もない人も、誰もがともに尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らす共生社会を実  
現するために以下の基本理念を掲げます。

#### 基本理念

地域共生社会と自己実現を進め 安心して住めるまち・福崎

### 2 計画の基本目標と施策の体系

本計画では、「地域共生社会と自己実現を進め 安心して住めるまち・福崎」という基本理念の  
実現を目指して5つの基本目標を柱に各施策の展開を図ります。

#### (1) 本計画の基本目標

- 1 生活支援の充実
- 2 教育の充実と社会参加・交流の促進
- 3 しごとの支援
- 4 共生の地域づくりの推進
- 5 安全安心社会の実現

## 基本目標1：生活支援の充実

生活支援の充実は、障がいのある人が自分の意思に基づき、必要な支援を受けながら自立した生活を営むための根幹となるものです。相談支援体制の強化・連携と障害福祉サービスの質や量の充実に加え、保健・医療・福祉の連携や、障がいのある人に対する経済的支援も不可欠となります。

また、高齢化する家族介護者は「親亡き後」についても不安があるため、それらの対応や、今後の障がい福祉を担う人材の確保及びネットワーク化を進めることがより重要となります。

## 基本目標2：教育の充実と社会参加・交流の促進

教育の充実と社会参加・交流の促進は、誰もが個性や人格を尊重し、多様性を認め合う共生社会を作り上げていくうえで非常に重要です。障がいや特別な配慮が必要な児童・生徒が、可能な限り年齢や能力・特性を踏まえながら障がいのない児童・生徒と一緒に学ぶ「インクルーシブ教育※1」を推進する必要があります。

また、多様な教育機会の確保や教職員の資質向上、教育内容の充実に努めるとともに、障がいのある人が積極的に社会参加や交流のできる環境を整えていくことが重要となります。

## 基本目標3：しごとの支援

しごとの支援は、障がいのある人が働くことなどを通して誇りを持って自立した生活を送るために不可欠なものです。障がいのある人の個性や能力・適性に応じて働く場を広げていくとともに、関係機関が連携しながらサポートを行い、企業への啓発等を進めることがより重要となります。今後、少子高齢化が一層進むことに加えて、社会の担い手の一員として障がいのある人の雇用を推進することがより重要となります。

就労に対する多様なニーズに応じるとともに、一般就労へのステップアップを図っていくため、段階に応じた福祉サービスや就労支援を行っていくことが大切です。

## 基本目標 4：共生の地域づくりの推進

共生の地域づくりの推進のためには、障がいのある人もない人も共に支え合うことのできる関係性を築いていける人・地域づくりを推進していくことが大切です。

全ての町民※2にとって暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進めるために、ユニバーサル社会※3の推進を行うことが重要となります。

また、障がいのある人の地域移行・地域定着のためには、住まいの確保や地域生活を支援できる制度や場を作っていくことが重要です。

## 基本目標 5：安全安心社会の実現

安全安心社会の実現は、障がいのある人が安心して生活するための基礎となるものです。障害者権利条約や障害者基本法などで規定されているとおり、障がいのある人の権利を守り、尊重されるための権利擁護の推進を行うことが大切です。

また、防災と福祉の連携を進めるなど万一の災害時には、障がいのある人が安全で安心して避難できる体制を整備することが重要となります。

### 「インクルーシブ教育」※1

- ・人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者の精神的及び身体的な能力などを最大限発揮してもらい、社会に積極的に参加することを可能にするという目的の下で、障がいのある人もない人もともに学ぶという教育のこと。

### 町民※2

- ・福崎町自治基本条例（H25.7.1制定）第2条第1号に規定され、町内に住所を有する者（「住民」）、町内へ通勤又は通学する者及び町内で事業又は活動を行うものをいう。

### ユニバーサル社会※3

- ・年齢、性別、障がいの有無、文化などの違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会のこと。

## (2) 施策の体系

基本目標	施策の方向性	施策・事業
1 生活支援の充実	(1) 相談支援体制の強化・連携	福崎町障がい者基幹相談支援センターの強化
		各相談機関等との連携強化
	(2) 担い手の育成とネットワーク化	障がい福祉人材の確保・育成・定着
		神崎郡自立支援協議会の活性化
	(3) 障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等の充実
		共生型サービスの推進
		福祉用具の普及促進
	(4) 経済的支援の充実等	各種年金、手当等の支給
		各種補助、助成金等の支給
		各種割引制度の周知等
	(5) 自立促進支援体制の強化	ひきこもり支援体制の強化
		8050 問題への対処
貧困対策の実施		
(6) 保健・医療・福祉の連携	障がいの早期発見及び支援体制の充実	
	障がい者（児）医療の充実	
	精神保健福祉対策の強化	
	重層的支援体制の整備	
2 教育の充実と社会参加・交流の促進	(1) 障がい児支援の充実	療育体制等の充実
		教育と福祉の協議の場の設定
		障がい児相談支援事業所の強化
	(2) 多様な教育機会の提供	特別支援教育、保育事業の実施
		教育支援体制の強化
		特別支援学校との連携
		教育環境整備の推進
	(3) 児童発達支援、放課後等デイサービスの充実	ケアステーションかんざき等との連携継続
		放課後等デイサービスの充実
		児童発達支援センターの設置検討
	(4) 社会参加の促進	情報アクセシビリティの向上
		情報保障の確保
		移動支援の充実
		当事者団体等との連携
		文化・芸術・スポーツ活動の啓発
		選挙権の行使に係る配慮

基本目標	施策の方向性	施策・事業
3 しごと の 支 援	(1) 障がい者就労の促進	一般就労の促進
		福祉的就労の支援
	(2) 多様な就労形態等の普及促進	就労支援体制の強化
		ICT（情報通信技術）を活用した就労の推進
		社会適応訓練事業の推進
		事業協同組合等算定特例の推進
	農福連携の推進	
4 共生 の 地 域 づ み の 推 進	(1) 啓発活動・情報提供等の推進	町民への啓発活動の推進
		福祉教育・福祉体験による啓発
		障害者週間等の啓発
		ボランティア活動の促進
		共生条例・要綱等の制定検討
	(2) 福祉のまちづくりの推進	福祉のまちづくりの充実
		公共施設等バリアフリー対策の推進
		移動・交通対策の推進
	(3) 地域移行・地域定着の推進	住まいの確保
		グループホームの整備促進
		地域生活支援拠点等の整備
		地域活動支援センターの整備検討
5 安全 安 心 社 会 の 実 現	(1) 防犯・防災対策の充実	防災と福祉の連携強化
		防犯・防災対策の推進
		福祉避難所の整備等
	(2) 権利擁護の推進	成年後見制度の普及・啓発
		親亡き後の権利擁護体制の強化
		障害者差別解消法の周知と人権擁護
		虐待防止措置の強化
		消費者トラブル解消と対策
		金銭管理等の援助



## 第4章 施策の展開

---

### 基本目標1 <<生活支援の充実>>

#### 障がいのある人が地域で暮らしていける生活支援の充実

障がいのある人が、自らの希望する地域生活を適切に継続していくための環境整備が必要です。地域生活のための相談支援体制や障害福祉サービス等の充実が必要とされています。

#### ■現状及び課題

- ・障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、さまざまな情報提供などを行う福崎町障がい者基幹相談支援センターを令和2年10月に開設しました。今後、相談支援体制の強化が望まれています。
- ・障がいのある人の日常生活を支えるために、障害福祉サービスの提供や経済的な支援を行っています。今後も引き続き支援などを行っていく必要があります。
- ・障がいの早期発見・早期対応のために保健・医療・福祉の連携を実施しています。今後も連携体制の強化を進めていく必要があります。

#### ■重点施策：障がいのある人に対する支援体制のネットワーク化

障がいのある人に対しては、相談支援体制や障害福祉サービス、経済的支援などに加え保健・医療・福祉の連携や神崎郡自立支援協議会の活性化が必要です。

高齢者、障がいのある人、児童等の分野・制度ごとに分かれた体制ではなく、包括的な支援のネットワーク形成が不可欠となるため、制度の縦割りを超えて柔軟に取り組んでいくことが重要です。

#### ～町民の声～（アンケートや当事者団体意見交換会から）

- ★行政側の制度充実を期待しています。
- ★知的障がいや精神障がいに対する理解もサービスも不足している。
- ★障がい福祉にかかる人材の育成と充実が必要です。
- ★役場から配布されている「福祉サービスのしおり」が大変役立っています。
- ★相談支援体制の強化をして欲しい。

## 【施策の方向性】

### (1) 相談支援体制の強化・連携

#### ▼施策の方向

令和2年10月に開設した「福崎町障がい者基幹相談支援センター」の機能を強化し、各関係機関との連絡・連携を進め、障がいのある人にとって暮らしやすい環境を整備するために、県や事業所などと連携しながら相談支援体制を強化します。

#### ▼施策の内容

施策・事業	概要
福崎町障がい者基幹相談支援センターの強化 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"><li>● 包括的な障がい相談支援の案内の場としての福崎町障がい者基幹相談支援センターの中核的な役割を強化し、相談支援の実施、地域移行や地域定着、就労などに繋がる体制づくりを進めます。 併せて、地域包括支援センターとの連携の強化を図ります。</li></ul>
各相談機関等との連携強化 【継続】	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障がいのある人が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用できるよう計画相談支援事業所との連携強化や指導強化を行います。また、新型コロナウイルスが流行した際でも、支援者の生活は続くという観点から、緊急時を含むあらゆる場面を想定した計画策定を進めます。</li><li>● 障がいのある人自身が、他の障がいのある人を支え、また障がいに対する理解を深める「ピアサポーター※」の活動を県や神崎郡自立支援協議会とも協力しながら推進します。</li><li>● 民生委員児童委員により福祉全般にわたる相談に応じるとともに、友愛訪問活動で障がいのある人の見守り活動を行います。 また、障害者部会で研修や相談・協議を行い、障がい者福祉の向上を図ります。</li><li>● 障がいのある人が65歳を迎えても、その人らしい暮らしが継続していけるような支援体制を構築していく必要があるため、相談支援専門員と介護支援専門員の連携の推進や、65歳になる前の段階から制度の説明を行う体制を整えます。</li></ul>

#### 「ピアサポーター※」

- ・ 障がいのある人自身が自らの体験に基づき、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流等を支援する人



## (2) 担い手の育成とネットワーク化

### ▼施策の方向

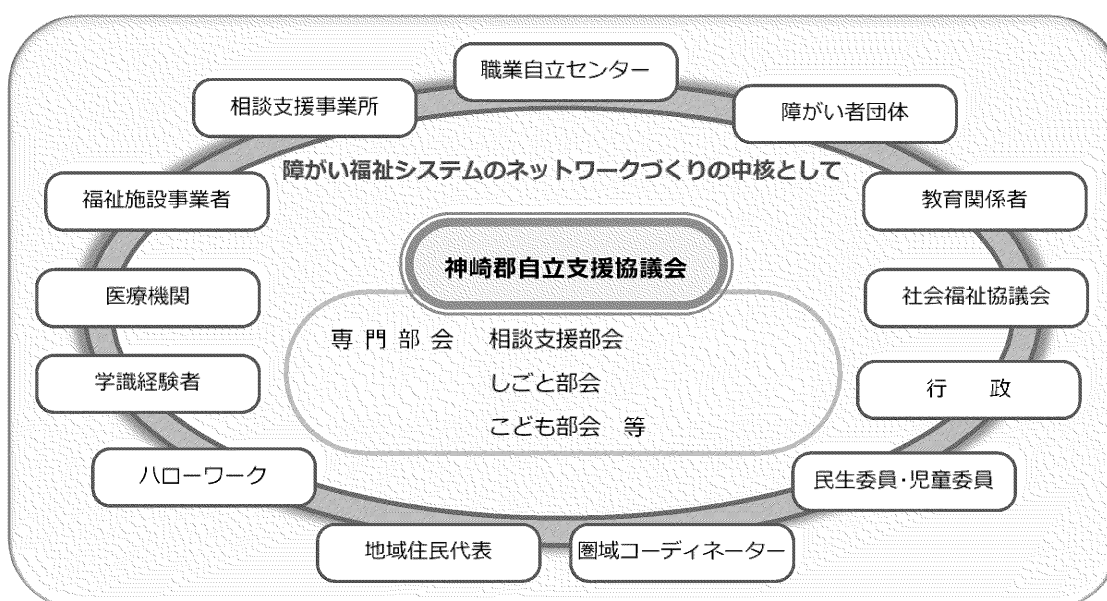
福祉人材の確保・育成及び定着は、今後の障がい福祉施策の推進のために非常に重要です。県の「福祉人材確保戦略会議」を核としたオール兵庫での福祉人材確保の仕組みづくりを推進していくことが必要です。

また、神崎郡内での障がい福祉施策のネットワーク拡充のために神崎郡自立支援協議会を活性化することが大切です。

### ▼施策の内容

施策・事業	概要
障がい福祉人材の確保・育成・定着 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 30 年度に県が設置した「福祉人材確保戦略会議」を核として福祉人材センター、ハローワーク、福祉事業所や大学とも協力しながら実習の実施など就職マッチングを進めます。</li> <li>また、福祉のしごとのイメージアップ戦略や理解促進に努め、障がい福祉人材の確保・育成及び定着に努めます。</li> </ul>
神崎郡自立支援協議会の活性化 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援をはじめ障がい福祉システムのネットワークづくりの中核となる「神崎郡自立支援協議会」を充実します。協議や研修のほかに専門部会となる相談支援部会、こども部会、しごと部会などを開催し活性化を進めます。</li> </ul>

[神崎郡自立支援協議会のイメージ図]



### (3) 障害福祉サービス等の充実

#### ▼施策の方向

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応したサービスの提供に努めます。また、障がい者施設からグループホームや一人暮らしへ移行を希望される人には地域生活への移行を促進します。

#### ▼施策の内容

施策・事業	概要
障害福祉サービス等の充実 【継続・拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、短期入所）などのサービスを提供し、障がいのある人の自立した社会生活などを支援します。短期入所については、親亡き後の生活体験を意識した利用という観点も含めた利用を促します。</li> <li>●訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護など）を障がいの種別や程度により適切に提供できるよう努めます。</li> <li>●家族等介護者の就労支援や兄弟介護の一時的な休憩や学校でのいじめなどからの一時避難場所としての「レスパイトケア※」や日中一時支援事業の充実を事業所と協力しながら進めます。</li> <li>●感染症対策として、一時受け入れが必要となった事業所には、県とも協力しながら支援を実施します。</li> </ul>
共生型サービスの推進 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者と障がい者（児）が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害福祉サービス制度の両方に共生型サービスが位置づけられました。限られた福祉人材の確保と切れ目ないサービスを展開するため、本町では共生型サービスを推進し、障がいのある人に対して良質なサービスが展開されるよう努めます。</li> </ul>
福祉用具の普及促進 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人の日常生活の質の向上を図るため、補装具や日常生活用具の給付、支給等を行います。              また、補装具や日常生活用具への理解促進のため、企業と協力し、定期的な展示を実施するなど町民への普及啓発を行います。</li> </ul>

#### 「レスパイトケア※」

- ・家族などを一時的に介護から解放し、日頃の心身の疲れを回復させること

## (4) 経済的支援の充実等

### ▼施策の方向

障がいのある人が日常生活を送るうえで支えとなる経済的な支援などを行います。各種手当や補助金・助成金に関しては、近隣市町の動向やニーズも見極めながら見直しや支給を行います。

### ▼施策の内容

施策・事業	概要
各種年金、手当等の支給 【継続】	<ul style="list-style-type: none"><li>●身体障害者手帳1、2級又は療育手帳Aを所持している人や家族に、重度障がい児年金や重度心身障がい者（児）介護手当などの支給を継続します。 また、県事業である特別障がい者手当、障がい児福祉手当や心身障がい者（児）扶養共済について、該当する障がい者（児）に対して制度周知を行います。</li></ul>
各種補助、助成金等の支給 【継続】	<ul style="list-style-type: none"><li>●特別支援学校に就学する児童の保護者に、心身障害児童生徒就学援助金を支給します。 また、県が発行する指定難病受給者証を所持し、通院した人に特定疾病患者通院交通費助成を行います。なお、障害者手帳を申請するための診断書料の助成は継続します。 町外の指定障害福祉サービス事業所に通所している人には、施設通園補助金を支給します。</li></ul>
各種割引制度の周知等 【継続・拡充】	<ul style="list-style-type: none"><li>●障がいのある人で有料道路の割引やNHK放送受信料の減免、公共交通機関・タクシーの割引が適用できる人に対し、制度周知を行います。</li><li>●精神障害者保健福祉手帳を含む障害者手帳を所持している人に対して、町内各施設の利用料の割引などを検討します。</li></ul>

## (5) 自立促進支援体制の強化

### ▼施策の方向

平成 27 年 4 月に、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立促進を図ることを目的として「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

生活困窮者自立支援法に規定する「生活困窮者」とは、就労、心身、地域社会との関係性、その他の事情により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人とされています。本町は、貧困対策や環境対策として、令和 2 年 7 月に本町と福崎町社会福祉協議会及び N P O 法人フードバンクはりまとの間で締結した「フードバンク活動に関する合意書」に基づく継続した支援などを行います。

なお、近年社会問題となっている「ひきこもり」や「8050 問題」については、地域との関係性が希薄化する中、統合失調症やうつ病などの障がいの発見や支援などの対応が遅れ、重度化する傾向が見られます。また、財産が底をつき、誰かに助けを求められない精神状態となる可能性があるため、県や関係機関などとも協力しながら対策に取り組む必要があります。

### ▼施策の内容

施策・事業	概要
ひきこもり支援体制の強化 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 30 年に生活困窮者自立支援法が改正され、行政が「ひきこもり支援」を行うことが明記されました。            県は「ひきこもり支援センター」を整備し、ひきこもり支援コーディネーターを配置して対策を実施しています。ひきこもりを放置すると心身に支障を来します。障がいのある人や障害福祉サービスには繋がっていない人など今後、子ども・若年層から壮年、高齢者までのひきこもり対策がより重要となるため「訪問支援」や「居場所支援」、「<u>サードプレイス</u>※づくり」などの事業を、福崎町障がい者基幹相談支援センター及び保健センターが県やサポートセンター、神崎郡自立支援協議会、N P O 法人などと協力しながら実施します。また、「居場所支援」については、近隣の他市町連携も視野に取り組みます。</li> </ul>
8050 問題への対処 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親子で社会から孤立した問題に陥ってしまう 8050 問題に対しては、高齢の親に対するケアを地域包括支援センターが行い、若年から壮年の子のケアを基幹相談センターが行うといった世帯単位のケアを連携して行う体制を整えます。            また、保健センターとも連携し、障がいや特別な配慮が必要な子どもへのケアに早期から取り組むことで、将来の 8050 問題の予防にも取り組みます。</li> </ul>

貧困対策の実施

【継続】

●障がいなどが原因で就労が難しく家計が苦しい人に対しては、県やワーカーズコープなどとの支援機関とも連携しながら、貧困対策を実施します。

また、フードバンク活動に伴う三者合意書に基づきNPO法人フードバンクはりま、福崎町社会福祉協議会とも連携しながら、定期的なフードドライブ活動や常設の窓口受付を行い、食品ロス・貧困対策及び環境対策に取り組みます。

更に企業に対しても、フードドライブ活動の啓発活動を行い、支援の輪を広げます。

フードバンク活動に関する合意書締結式



フードドライブの様子



「サードプレイス※」

・自宅や学校、職場とは別の居心地のいい居場所の事。「第三の場所」を意味する。

## (6) 保健・医療・福祉の連携

### ▼施策の方向

障がいのある人の支援を行うためには、保健・医療・福祉の連携を行うことが大切です。身体障がいや精神障がいのある人の原因は、「後天性の病気」が大半を占めていることから、疾病を未然に防ぐための健康づくりの推進や、健康診査等による早期発見・早期対応体制を整えることが重要となります。

また、近年は精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の必要性が高まっています。本町は、医療法人姫路北病院の所在地であるという強みを活かし、中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）と連携しながら対策を実施します。

### ▼施策の内容

施策・事業	概要
障がいの早期発見及び支援体制の充実 【継続】	<ul style="list-style-type: none"><li>●従来からの乳幼児健診及び専門相談を充実させ、障がいなどの子どもの早期発見、早期支援体制を構築していきます。</li><li>●障がいの原因となる疾病を予防するため、健康診査等の充実や心の健康づくりを推進していきます。</li></ul>
障がい者（児）医療の充実 【継続】	<ul style="list-style-type: none"><li>●指定医療機関や関係機関と連携し、医療費助成制度や自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）等を周知し、助成や給付を行います。</li><li>●医療的ケアが必要な人、重症心身障がいのある人や高次脳機能障がいのある人達に対する支援体制の充実に努めます。</li></ul>
精神保健福祉対策の強化 【継続】	<ul style="list-style-type: none"><li>●福崎保健所主催の精神障害者地域支援協議会へ参加し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行います。</li><li>●精神病床での入院患者が地域で生活するために必要な支援について、保健・医療・福祉関係者が連携し、支援方法などを協議する場を設定します。</li></ul>
重層的支援体制の整備 【新規】	<ul style="list-style-type: none"><li>●令和3年度から実施される重層的支援体制整備により、複合的な課題に対応するために保健・医療・福祉という連携だけでなく、地域住民や社会福祉法人との調整を行う支援体制の整備に努めます。</li></ul>

## 基本目標 2 <<教育の充実と社会参加・交流の促進>>

### 乳幼児から学校卒業までの支援と福祉教育の充実及び社会参加の促進

障がいや特別な配慮が必要な子どもの発達・成長に対し、継続して支援を行います。家族に対する支援を含め、医療・保育・教育、その他関係機関との連携した効果的かつ包括的支援を行うことで、特別な配慮が必要な子どもとその家族にとって支障のない地域生活の実現を目指します。

学校教育では、障がいや特別な配慮が必要な子どもたちの特性への合理的配慮が適切に行われるとともに、障がいのない子どもと交流し、ともに学ぶインクルーシブ教育環境を推進し、差別のない多様なまちを目指します。

また、社会参加の分野では、障がいのある人の日常生活の移動等の支援を充実させることにより、地域活動や文化・スポーツ活動などを促します。

### ■ 現状及び課題

- ・障がいや特別な配慮が必要な子どもに対し、切れ目のない支援を行うために、本人の情報を集積する「サポートファイル」を作成し、情報共有しています。今後も体制整備の充実を図る必要があります。
- ・多様な教育の確保、ともに学ぶインクルーシブ教育に取り組んでいます。今後は身体だけでなく知的、精神障がいのある人の理解促進に繋がる教育の推進が必要です。
- ・社会参加に必要な情報アクセシビリティの向上などに取り組んでいます。今後は障がいのある人の社会参加・交流の促進に繋がる取り組みをより進める必要があります。

### ■ 重点施策：障がいのある人への理解促進

子どもの時から障がいのある人と接することや気持ちを理解することが非常に大切です。ともに学ぶインクルーシブ教育を実施するとともに、障がい疑似体験や研修、講演会などを通じて障がいのある人への理解促進を進めます。

### ～町民の声～（アンケートや当事者団体意見交換会から）

- ★学童期からの障がいについての学習に身体だけでなく、知的、精神、心の病についても取り組める環境があればいい。
- ★「差別とは何か」を根本的に考える教育が必要です。差別について教育する人の教育等、行政施策の根本となる「人としてのあり方」教育を政策の根本として欲しいです。

## 【施策の方向性】

### (1) 障がい児支援の充実

#### ▼施策の方向

障がいや特別な配慮が必要な子どもにとって、適切なサービスを組み合わせて利用することができるよう、障がい児支援利用計画の作成時やモニタリング時に相談支援事業所と協議を行います。

特別な配慮が必要な子どもに対し、切れ目のない継続的な支援を行うためにサポートファイル※や個別支援計画の作成に取り組みます。

#### ▼施策の内容

施策・事業	概要
療育体制等の充実 【継続】	<ul style="list-style-type: none"><li>●保健センターでの遊びの教室「のびのびランド」を継続し、特別な配慮が必要な幼児の支援を行うとともに、ケアステーションかんだきと連携し、早期療育につなげていきます。</li><li>●令和元年度に開設した子ども家庭総合支援拠点「ふくさきっこステーション」で、要支援児に対する相談支援や学校等関係機関との連携、巡回相談等を行います。</li></ul>
教育と福祉の協議の場の設定 【継続】	<ul style="list-style-type: none"><li>●支援に必要な情報を共有するために、障がい児の情報が蓄積されたサポートファイルを活用し、関係機関の連携強化を図ることにより保育・学童期から高校までの一貫した支援体制を構築するために教育・福祉部門が緊密な連携及び協議を行います。</li><li>●福崎町心身障害児支援委員会で、心身障がいのある子どもに関する協議を行います。</li></ul>
障がい児相談支援事業所の強化 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"><li>●令和3年3月に、福崎町障害相談支援センターの中に障がい児相談支援事業所を設置しました。今後、神崎郡内の関係機関とも情報共有を進めながら相談支援事業所の強化を行っていきます。</li></ul>

#### 「サポートファイル※」

- ・特別な支援を要する児童生徒を対象に、一貫性のある支援を行うため、学校等での支援計画や日常生活における関わり方等を綴ったもの



## (2) 多様な教育機会の提供

### ▼施策の方向

就学前から高校卒業まで多様な教育機会の提供を行うために、関係機関や特別支援学校と連携し、教育環境の充実・改修を行うなどの合理的配慮を行いながら特別支援教育を推進します。

また、教職員の特別支援教育に対する資質向上を図るため、特別支援教育の研修への参加を促すとともに、交流学習等を通じたインクルーシブ教育を推進します。

### ▼施策の内容

施策・事業	概要
特別支援教育、保育事業の実施 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼稚園で、集団の中で児童との関わりや成長を促すとともに、特別な配慮が必要な子どもの特性や、発達に応じた保育・教育を行っていきます。また小学入学後は、必要に応じて介助員配置の検討を行うなど、可能な限り特別な配慮が必要な子どもを受け入れる教育を行います。</li> </ul>
教育支援体制の強化 【継続・拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいや特別な配慮が必要な子どもが可能な限り自立し、主体的に参加できるよう障がいの種類や程度、特性に応じた教育環境を整えるとともに、通常学級と特別支援学級の間での交流及び共同学習の実施を推進します。</li> <li>● 教職員の資質の向上のために、神崎郡自立支援協議会主催の障がい児研修への参加を促します。また、ICT（情報通信技術）活用方法についての知識習得を促します。</li> <li>● 特別支援担当コーディネーター教員等の連絡会を通じた指導力の向上を行います。</li> <li>● 本町が福崎町社会福祉協議会に委託している障がい体験授業について、ボランティア団体の協力を得ながら車椅子やアイマスクによる障がいの疑似体験、手話体験などを実施しています。今後は、知的、精神障がいに対する人権教育を検討します。</li> <li>● 発達障がい（自閉スペクトラム症、学習障がい等）のある子どもの支援体制充実のために、個別教育支援計画・指導計画を作成し個性に応じた指導体制を強化します。</li> </ul>
特別支援学校との連携 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学校との連携を強化することにより、きめ細かな特別支援教育の推進を行います。</li> <li>● 特別支援学校就学時から職場定着までの継続支援を行います。</li> </ul>
教育環境整備の推進 【継続・拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいや特別な配慮が必要な子どもに配慮した教材や教育環境の整備を推進します。また、GIGA スクール構想により整備された一人一台パソコンや高速通信ネットワーク等を活用し、多様な子ども達の創造性を育む教育を推進します。</li> <li>● 福崎町学校施設等長寿命化計画に基づく大規模改修の際に、学校全体のバリアフリー化整備を行います。</li> </ul>

### (3) 児童発達支援、放課後等デイサービスの充実

#### ▼施策の方向

児童発達支援センターについては、神崎郡内に設置されていないため今後設置を検討していく必要があります。

放課後等デイサービスについては、医療的ケア児の受け入れ可能な事業所の確保や、中学生・高校生が利用できる場所の確保を行うことが必要となります。

#### ▼施策の内容

施策・事業	概要
ケアステーションかんざき等との連携継続 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健センターが、ケアステーションかんざきに依頼し、平成 26 年度から実施している巡回相談・家庭療育支援講座を継続します。</li> <li>また、障がいのあるこどもの療育体制について、作業療法士（OT）による指導・助言を得るための連携を継続します。</li> </ul>
放課後等デイサービスの充実 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 30 年度に町内に 2 箇所の事業所が開設されましたが、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所がありません。</li> <li>また、障がいのある中学・高校生が利用できる放課後等デイサービス事業所も不足しているため、社会資源である空き家等の活用も含めて事業所の誘致を推進していく必要があります。</li> </ul>
児童発達支援センターの設置検討 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 2 期障がい児計画の中でも児童発達支援センターの設置を目標として掲げています。医療的ケア児、重症心身障がい児に対する支援体制が不十分であることから、周辺市町とも協議を行い、神崎郡域も含めて児童発達支援センターの設置を検討します。</li> </ul>

## (4) 社会参加の促進

### ▼施策の方向

障がいのある人が情報を取捨選択できるよう、情報アクセシビリティの向上・情報保障の確保を行います。

また、社会参加を促すために、現在不足している移動支援事業者の誘致を進めます。

文化・芸術・スポーツ活動の啓発は、障がいのある人の社会参加活動に非常に有効な手段なので、積極的に推進します。

### ▼施策の内容

施策・事業	概要
情報アクセシビリティの向上 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人に対して、必要とする情報が受けられるように情報アクセシビリティの向上を進めます。 ICT（情報通信技術）の活用を含め、広報ふくさき、ホームページ、防災行政無線、SNS など多様な広報媒体を使い、必要な人に必要な情報が届くよう努めていきます。</li> </ul>
情報保障の確保 【継続・拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●視覚障がいのある人に向けた点字や拡大文字、印刷以外の方法での情報提供を行います。</li> <li>●図書館での録音図書や点字図書の充実を進めます。</li> <li>●聴覚に障がいのある人が、外出する時などにコミュニケーションを円滑に行うため手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 また、役場内での情報保障のために、手話通訳者の設置を検討するとともに手話奉仕員登録制度の普及を図ります。</li> <li>●令和2年度から神崎郡で合同の手話奉仕員養成講座を開設しています。今後も引き続き実施し、手話奉仕員の養成に努めます。</li> <li>●様々な感染症にも対応できるように、令和2年度より開始された遠隔手話通訳サービスを取り入れ、聴覚障がいのある人の意思疎通支援を確保します。</li> </ul>
移動支援の充実 【継続・拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移動支援事業所が少ないため、新たな事業所の開拓や誘致を行い、障がいのある人の外出及び社会参加を促します。</li> </ul>
当事者団体等との連携 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者当事者団体の社会貢献活動や交流活動への参加のために必要な事業について、運営費や活動費を助成することにより障がいのある人の自立や社会参加を促します。 また、障害者手帳取得時に団体の情報提供を行うとともに、福崎町社会福祉協議会とも連携し、障がい者当事者団体の活動を支援します。</li> </ul>

<p>文化・芸術・スポーツ 活動の啓発 【継続・新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人の学習活動の場である「くすの木学級」については、参加者が固定的になる傾向があるため周知、啓発に努めます。</li> <li>●障がい者スポーツの振興のため、神戸医療福祉大学と連携し、障がい者スポーツ教室の開催などを検討します。</li> <li>●「ゆうあい運動会」などの障がい者スポーツ大会への参加や、地域住民との積極的な交流を推進します。</li> <li>●障がいのある人の文化・芸術活動を啓発し、障がい者作品展を実施します。</li> </ul>
<p>選挙権の行使に係る配慮 【継続・新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●点字投票、代理投票及び不在者投票など障害のある人が利用できる投票制度を啓発し、選挙権行使を促進するとともに、投票所でも点字板や記載台の工夫を行うなどの合理的配慮を行います。</li> <li>●障がいのある人や高齢者にとって投票のしやすい選挙とするために、町長選挙や町議会議員選挙の際に、投票したい候補者の欄に丸印をつける投票方法の導入を検討します。</li> </ul>

神崎郡手話奉仕員養成講座の様子



くすの木学級の様子



ゆうあい運動会の様子



## 基本目標3 「しごとへの支援」

### 障がいのある人の就労機会の創出

障がいのある人の「働きたい」という意欲に対し、一人ひとりの特性や能力に応じた就労機会を創出していきます。近年、ダイバーシティ（多様性）を認める社会へと変革しつつあるため、障がいのある人の就労に関して、一般就労の促進や福祉的就労の支援に加え、自力で通勤できない人やポストコロナ社会も見据えた多様な就労形態の普及促進を図っていくことが必要となります。

#### ■現状及び課題

- ・障がいのある人の意向や能力に応じた障害福祉サービスの給付などを行っています。今後も相談支援事業所やハローワーク、職業自立支援センターひめじとも連携を図りながらきめ細かな支援体制を築く必要があります。
- ・精神障がいのある人の就労支援体制が不十分であるために、今後体制を構築していく必要があります。
- ・障害者優先調達推進法により役務の提供などを行っています。今後、より推進していく必要があります。

#### ■重点施策：障がいのある人などの就労支援の強化

障がいのある人の就労希望に応え、一人ひとりの能力や個性に合わせた就労支援を行うために、就労相談支援事業所やハローワーク、職業自立センターひめじ、若者サポートステーションなどとの連携を一層強め、就労に向けた支援を行います。

就労に関する多様なニーズに応じるとともに、一般就労へのステップアップを図っていくため、段階に応じた障害福祉サービス（就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援）を受けるために、町内だけでなく近隣市町も含めたサービス提供体制に取り組むとともに、障がいがありながら働いている人同士の集いの場を確保することを目指します。

また、働くことに悩みを抱えている人に対しての就労準備支援や、精神障がいのある人に対しての社会適応訓練事業を推進するなど、多様な就労形態の普及促進にも取り組みます。

#### ～町民の声～（アンケートや当事者団体意見交換会から）

- ★地元企業での障がいのある人雇用の推進を進めて欲しい。
- ★発達グレーゾーンの人達の就労に対する支援に力を入れて欲しい。
- ★生活介護でも就労継続支援B型のような能力向上のために必要な訓練を行うサービスを実施して欲しい。

## 【施策の方向性】

### (1) 障がい者就労の促進

#### ▼施策の方向

障がいのある人の就労を促進するため、ハローワークや職業自立センター、就労移行支援事業所、若者サポートステーション、特別支援学校や企業などと連携しながら障がい者雇用の拡大と職場への定着が円滑に行われるよう取り組みます。

福祉的就労の支援については、障害者優先調達推進法により役務の提供を優先して発注するほか、授産品の購入や特設会場での販売支援、販路拡大への協力等を行います。

#### ▼施策の内容

施策・事業	概要
一般就労の促進 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般の企業等で雇用されることが可能と見込まれる障がいのある人に対し、一定期間生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練の支援などを行う就労移行支援事業を推進します。</li> <li>●就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した人が、就労に伴い生じた問題に対する相談などの支援を行う就労定着移行支援事業を推進します。</li> <li>●ハローワークや職業自立センター、若者サポートステーション、就労移行支援事業所などの関係機関と連携を図りつつ、企業等への短期間・短時間でのトライアル雇用・チャレンジ雇用や障がい者雇用を支援する体制の整備を進めます。</li> <li>●特別支援学校と企業の間で実施される実習やキャリアガイダンスを支援し、一般就労を促進します。</li> <li>●障がいのある人で運転免許取得が困難な人の通勤手段確保のために、巡回バスやふくひめ号の利用を促進します。</li> <li>●障害者の雇用の促進に関する法律第7条の3第1項の規定により策定した福崎町障害者活躍推進計画に沿い、障がいのある人の雇用を進めるとともに整備体制の確立、職務選定を行います。</li> </ul>
福祉的就労の支援 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般の企業等で雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動の機会の提供など、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う就労継続支援事業を継続します。</li> <li>●就労継続支援事業所の活性化を行うために、事業所間の連携やネットワークの強化を促します。</li> </ul> <p>また、神崎郡内の就労継続事業所の所在地や事業内容を示した事業所マップを、郡内事業所や郡内の社会福祉協議会と協力し作成します。</p>

福祉的就労の支援  
【継続】

- 就労継続支援事業所の施設外就労体験事業を推奨し、利用者のキャリアアップを目指します。
- 障害者優先調達推進法により、町内施設のトイレ清掃などを優先して発注します。
- 町役場や文化センター等で、就労継続支援事業所の売り上げ増加及び活動の周知を行うために、授産品を販売する場所（ふく咲マーケット）を定期的に提供します。また、役場内で授産品の販売（オフィス峰の会）を行うとともに、企業等への授産品販売を促進します。

学校キャリアガイダンス



特別支援学校の事後発表会



ふく咲マーケット



オフィス峰の会(町役場内)



## (2) 多様な就労形態等の普及促進

### ▼施策の方向

「働きたい」という意欲がある障がいのある人等に対し、多様な就労形態や制度の周知・相談を行います。

また、雇用する企業側にも障がい者雇用にかかる理解促進を行うとともに、給付金制度等の周知をハローワークと連携しながら行います。

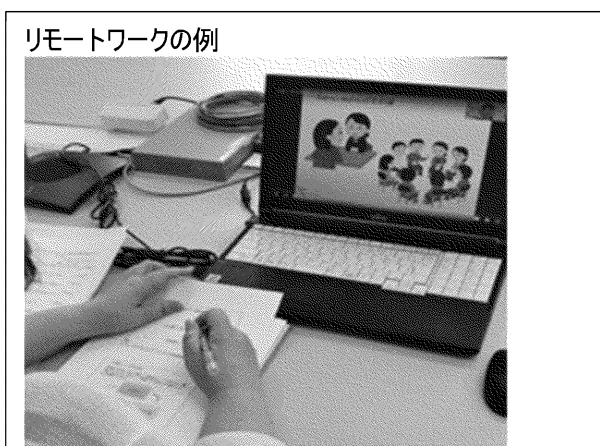
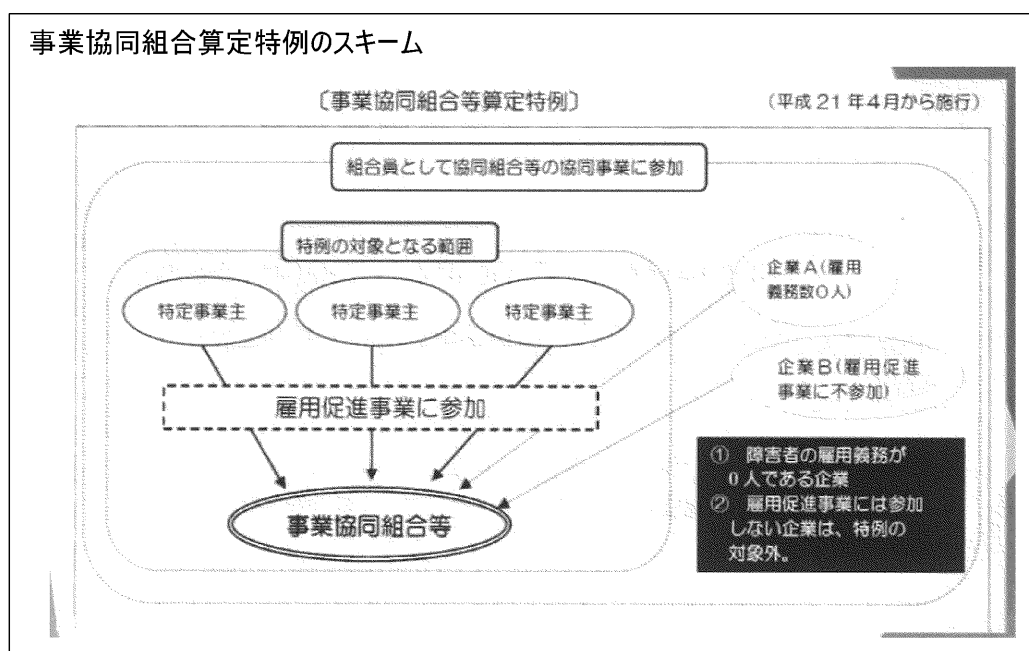
自力で通勤できない人やポストコロナ社会を見越した中で、ICT（情報通信技術）を活用したテレワーク環境を考慮した障がい者雇用の推進などの新たな働き方を研究します。

### ▼施策の内容

施策・事業	概要
就労支援体制の強化 【新規・拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハローワークや職業自立センターひめじなどと連携し、企業担当者などに向けた障がいの特性を理解するための情報提供を行います。また、日常生活等を支援する施設や、障がいのある人に向けて、企業が必要とする人材や技能内容や、障害者雇用納付金制度に基づく各種補助金制度の情報提供などを行い、マッチング機能を強化します。</li> <li>●障がいのある人の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、障がいのある人の業務遂行力やコミュニケーション能力の向上支援や職場環境の改善に対する助言などができる環境を推進します。</li> <li>●令和3年度から短時間勤務に対する企業への交付金事業が開始されるため、内容の周知を行います。</li> <li>●令和3年度から町役場にジョブコーチを招いて定期的に「就労相談会」を開催し、障がいのある人の就労をサポートします。 また、若者サポートステーションと連携し出張相談カフェを引き続き実施します。</li> <li>●障がいがありながら働いている人同士が集える場の確保に努めます。</li> <li>●生活困窮者自立支援制度に基づく「就労準備支援等事業」の実施に努めます。</li> </ul>
ICT（情報通信技術）を活用した就労の推進 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいの特性への理解をもとに、ICT（情報通信技術）の利用による在宅や、サテライトオフィスでの就労などの多様な就労形態の在り方を企業等に情報提供していくとともに研究を行います。</li> <li>●ポストコロナ・ウィズコロナ社会を見越した中で、テレワークやリモート環境での障がい者雇用の可能性など新たな働き方を推進します。</li> </ul>



<p>社会適応訓練事業の推進 【新規】</p>	<p>●精神に障がいのある人の働く意欲や自信を高めることを目的として、県事業の「精神障害者社会適応訓練事業」の推進に取り組み、協力事業所の開拓を進めることで精神障がいのある人の雇用の確保に努めます。</p>
<p>事業協同組合等算定特例 (特定事業主特例)の推進 【新規】</p>	<p>●「事業協同組合等算定特例(特定事業主特例)」は、個々の企業では、障がい者雇用を進める事が困難でも複数の中小企業が共同して雇用し、特定事業主は「みなし雇用率」とすることが出来る利点があるため、制度の周知及び推進を行い障がいのある人の雇用機会の確保及び障がい者雇用率の向上に努めます。</p>
<p>農福連携の推進 【拡充】</p>	<p>●就労機会の拡大のひとつとして、就労継続支援事業所が営農者や企業、NPO 法人と協働して実施している農福連携事業に協力します。 また、生産物の販路拡大のための協力を行うとともに、広告媒体の利用、ネット事業等への展開を進めます。</p>



## 基本目標 4 <<共生の地域づくりの推進>>

### ともに支え合いながら障がいのある人が地域で生活できる共生の地域づくり

共生の地域づくりのために、ユニバーサル社会を推進し、障がいのある人が自立した生活を送るための支援体制を築くことが大切です。障がいのある人への理解促進を図るために、福祉教育の推進や広報媒体を有効活用、各種イベントの開催などを福崎町社会福祉協議会やボランティア団体などとも連携しながら行います。

また、公共施設や道路、公共交通のバリアフリー化を推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

#### ■現状及び課題

- ・ 広報やホームページなどを通じて、障がいのある人への理解促進と合わせ、今後様々な福祉教育やボランティア団体との連携などを通じて啓発活動に努める必要があります。
- ・ J R福崎駅周辺事業を実施し、周辺のバリアフリー化を進めています。町民から要望の強い福崎駅へのエレベーター設置に向けて、関係機関との協議を進める必要があります。
- ・ 障がいのある人の地域移行を推進するグループホームが量的に不足しているため、整備を進める必要があります。

#### ■重点施策：ともに支え合う地域共生社会づくりの推進

障がいに関する正しい知識を普及させるため、広報やホームページのほか、研修や出前講座など様々な情報発信やイベントを行い、啓発活動を推進します。

また、障がいのある人の自立を支援し、ともに支え合いながら生活を行うための暮らしの場となるグループホームの量的拡大や、重度障がいのある人の緊急時の受け入れ体制を担保する地域生活支援拠点の確保を進めます。

#### ～町民の声～（アンケートや当事者団体意見交換会から）

- ★福崎駅、役場、文化センターなどの公共施設にエレベーターを設置して欲しい。障がいのある人だけでなく、高齢者などにも非常に有効な施策となる。
- ★道路、建物の段差を解消して欲しい。歩道の凹凸で車椅子が非常に通りづらいです。
- ★親亡き後に障がいのある人が入所できる場所やグループホームの整備が必要です。
- ★障がいのある人が自由に行動できるインフラの整備、医療、交通網、買い物手伝い等が重要。

## 【施策の方向性】

### (1) 啓発活動・情報提供等の推進

#### ▼施策の方向

共生社会の実現のためには、町民の理解が不可欠となります。障害者福祉施策の推進には、施策に関心のない人に対してどのように伝えていくのが非常に重要なので、講演などを行うとともに、町民への福祉教育や福祉体験を通じた活動や障害者週間等の啓発を行います。

また、障がいのある人との共生が図られるような条例や要綱についても制定を検討します。

#### ▼施策の内容

施策・事業	概要
町民への啓発活動の推進 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人が安心して暮らせるように、町のホームページや「福祉サービスのしおり」「障がい者（児）制度のあらまし」などを通じて障がいのある人への支援体制や障がいの様々な特性への理解を進めます。また、新聞などのメディア媒体を積極的に活用し、障がい福祉の理解につながる情報提供に取り組みます。</li> <li>●ヘルプマーク、耳マークや各種障がい等に関するマークの啓発に掲示等を行いながら取り組みます。</li> </ul>
福祉教育・福祉体験による啓発 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民への福祉出前講座の積極的な活用を促し、地域単位での理解促進を働きかけます。</li> <li>●学校や福崎町社会福祉協議会、NPO法人などと連携しながら福祉教育による啓発を進め、障がいのある人に対する差別のないまちを目指します。</li> <li>●民間商業施設などに協力を求め、買い物などの福祉体験が実施できるように努めます。</li> </ul>
障害者週間等の啓発 【継続・拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者週間（12/3～12/9）などの理解促進のために継続的な事業を実施します。</li> <li>●世界自閉症啓発デー（4/2）や発達障害啓発週間（4/2～4/8）周知のための啓発活動を行います。</li> <li>●障害者雇用支援月間（9/1～9/30）や障害者人材開発促進週間（11/1～11/10）周知のための啓発活動を行います。</li> </ul>
ボランティア活動の促進 【継続・拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福崎町社会福祉協議会に登録されている障がい者支援ボランティアグループ〔手話サークル福崎みんなの手、㊦かんざき（要約筆記）、福崎朗読ボランティア、福崎点字の会〕の活動を促進し、障がいのある人への情報提供や、町民に対する福祉教育の実施に努めます。</li> </ul>
共生条例・要綱等の制定検討 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人との共生社会の推進を行うために、共生条例や要綱などの制定を検討します。</li> </ul>

## 障害者週間啓発



## 障害者週間の取り組み



## ボランティア団体の活動状況

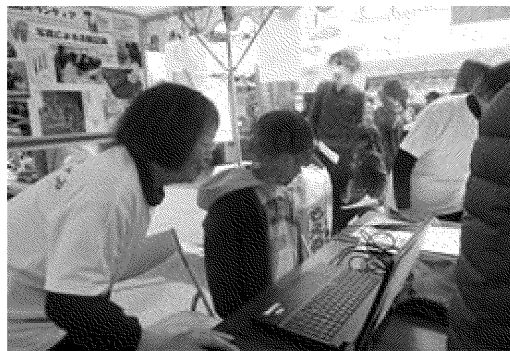
### 要約筆記 ㊦かんだぎの活動



### 福崎点字の会の活動



### 福崎朗読ボランティアの活動



## (2) 福祉のまちづくりの推進

### ▼施策の方向

兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが生活しやすいまちづくりを推進するため、町民や事業者の理解と協力を得ながら、建築物や道路、公共交通などのハード面や「兵庫ゆずりあい駐車場」の周知などによる「こころのバリアフリー」といったソフト面の両面でのバリアフリーを推進します。

### ▼施策の内容

施策・事業	概要
福祉のまちづくりの充実 【継続・拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、対象となる新規の建築物に対して整備基準に適合するよう指導します。</li> <li>●公共施設や道路などについて、障がいのある人の利用者目線での点検を行う機会を設け、助言を反映できるように努めます。</li> <li>●公共施設等で障がい者駐車場の適正な利用を推進するために「兵庫ゆずりあい駐車場」制度の周知を行うなど「こころのバリアフリーの推進」に努めます。</li> <li>●点字、音声案内や誰にでもわかりやすいピクトグラム（図記号による案内表示）やデジタルサイネージ（電子看板）の採用を検討します。</li> </ul>
公共施設等バリアフリー対策の推進 【継続・拡充・新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民より要望の強いJR 福崎駅のエレベーター設置や、駅周辺のユニバーサルデザイン化を推進します。</li> <li>●福祉のまちづくり重点地区整備計画（サルビアバリアフリープラン）の改定及びバリアフリーマップの作成を検討し、町内公共施設や道路、公園、交通安全施設等のバリアフリー化を推進します。</li> </ul>
移動・交通対策の推進 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人などが積極的に社会参加できるよう、巡回バス等にノンステップバスの導入を検討します。</li> <li>●巡回バス（サルビア号）は、利用者のニーズ（町域を越えた運行を含む）に合った運行形態を検討し、利便性の向上を図ります。</li> </ul>

### (3) 地域移行・地域定着の推進

#### ▼施策の方向

障がいのある人が、必要な支援のもとで地域生活を送るために必要な機能を備えた地域生活支援拠点の整備について、社会福祉法人高岡の里福祉社会と連携し、緊急時の受け入れ体制の整備を行います。

また、障がいのある人の特性にあわせたグループホームの整備を促進し、地域移行・地域定着を推進します。

#### ▼施策の内容

施策・事業	概要
住まいの確保 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人が住み慣れた住宅で安心して自立して生活する住環境を整備するために、人生いきいき住宅改修助成事業などにより住宅改造費用などの助成や、生活福祉資金貸付の活用を図るとともに、自立した生活が送れるよう、理学療法士（PT）による住宅の新築や改修についての相談体制の充実を図ります。</li> </ul>
グループホームの整備促進 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいの特性や本人のニーズに応じた多様な生活の場を確保するためにグループホームの整備を促進します。</li> <li>●グループホームは空き家の活用も視野に整備を促進します。</li> </ul>
地域生活支援拠点等の整備 【拡充・新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●神崎郡自立支援協議会を中核に据え、地域生活をサポートする身近な場での整備を進めることとします。</li> <li>●障がいのある人が地域生活を送るうえで、相談面の支えとなる「福崎町障がい者基幹相談支援センター」を、地域生活支援拠点の1つとして位置づけを行っています。</li> <li>●生活介護事業、短期入所事業、相談支援事業、日中一時事業などを実施している高岡の里福祉社会（もちの木園・たかはしサポートセンター）と緊急時の受け入れ体制の確保などについて連携し、地域生活支援拠点として位置付けします。</li> </ul>
地域活動支援センターの整備検討 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人の地域生活を支援するため、居場所の提供や、社会との交流の促進のサービスを提供する「地域活動支援センター」の整備を神崎郡域内で検討します。</li> </ul> <p>また、神崎郡以外の隣接市町の施設利用についても、行政間や事業者との協議を行いながら検討します。</p>

## 基本目標 5 <<安全安心社会の実現>>

### 誰もが安全で安心して暮らせる住みよいまち

障がいのある人が地域の一員として、誰もが安全で安心して暮らすために、日頃の防犯対策や防災活動の参加支援と推進が必要です。

また、障がいのある人の家族介護者が高齢になってきているため、親亡き後の権利擁護の体制づくりを進める事がより求められています。

#### ■ 現状及び課題

- ・ 地域による自立（律）のまちづくりと連携した防災訓練を行うなど、防災と福祉の連携強化を進めています。今後、更に防災意識の向上を図る必要があります。
- ・ 町内に福祉避難所は6箇所ありますが、障がいのある人に特化した福祉避難所はないため、今後設置に向けて関係者との協議や、マニュアルの整備を進める必要があります。
- ・ 人権学習の推進や障害者差別解消法の周知などを実施していますが、十分ではないので今後、町民や企業に対し、より周知を図っていく必要があります。
- ・ 成年後見制度については、周知が不十分であるため、令和3年度に成年後見制度利用促進計画を策定し、周知を図る必要があります。

#### ■ 重点施策：防災体制を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

障がいのある人が安全安心に暮らせるまちづくりの推進のための体制整備が重要です。万一の災害に備えるためには、日頃から地域との連携を進めると共に、福祉避難所の整備や自主防災訓練の実施などにより備える体制づくりが大切です。

また、親亡き後に備え、成年後見制度の普及啓発など障がいのある人の権利擁護体制を強化することが重要です。

#### ～町民の声～（アンケートや当事者団体意見交換会から）

- ★障がいのある人用に別の避難所を用意して欲しい。障がいのある人が気を使わず利用できる場所を決めてもらいたい。
- ★災害時に指定された避難所に行くのは難しいので、個々人に合わせた個別支援計画を作成し、福祉避難所に直接行けるようにして欲しい。

## 【施策の方向性】

### (1) 防犯・防災体制の充実

#### ▼施策の方向

防災と福祉の連携を進めるとともに、個々人にあった個別支援計画の作成を促します。また、障がいがある人やその家族が避難できる福祉避難所の設置に向けた協議を進めます。

また、防犯体制の強化のために見守り活動の強化を実施します。

#### ▼施策の内容

施策・事業	概要
防災と福祉の連携強化 【継続・拡充】	<ul style="list-style-type: none"><li>●「自立（律）のまちづくり」と連携した防災訓練を町内各地区で定期的に行い、地域防災力の強化を図ることで自助・共助・公助の役割分担の周知を進めます。</li></ul>
防犯・防災対策の推進 【継続・拡充】	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域の見守りなど防犯ネットワークを強化し、障がいのある人が安心して暮らせる防犯体制の整備を進めます。</li><li>●障がいのある人が安心した生活を送れるよう、ひとり暮らしの急病等対応のための「緊急通報システム」や「戸別受信機」の普及を進めます。</li><li>●災害時個別支援計画の作成を促進し、地域における避難支援を進めます。</li><li>●聴覚や言語機能に障がいのある人が、円滑に消防への通報を行えるようにする「Net119 緊急通報システム」の周知を進めます。</li><li>●災害に対する備えとして、防災備品等の整備を行います。</li></ul>
福祉避難所の整備等 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"><li>●福祉避難所設置、運用マニュアルについて福祉事業所や障害者施設などと協議を行いながら作成し、運営協定を締結します。また、運用マニュアルなどは柔軟に改正を行います。</li><li>●障がいのある人の状況に合わせた福祉避難所の開設に努めます。</li><li>●災害時に、体育館が一般避難所となっている学校の空き教室を、福祉避難所として活用することを検討します。</li><li>●福祉避難所での障がいのある女性に対し、配慮のある避難所の運営を心がけます。</li></ul>



## (2) 権利擁護の推進

### ▼施策の方向

社会福祉法が改正され新たに「重層的支援体制整備事業」が創設され、市町域での包括的な支援体制の構築が期待されています。

今後、令和3年度末までに成年後見制度利用促進計画の策定と被後見人を支援する地域連携ネットワークの構築が求められるなど、圏域を通して権利擁護の推進が求められています。

### ▼施策の内容

施策・事業	概要
成年後見制度の普及 ・啓発 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度については、相談支援事業や町広報を通じて制度が広く周知されるよう、継続的な情報発信を行います。</li> <li>●成年後見利用促進法により策定が求められている「成年後見制度利用促進計画」を令和3年度末までに策定し、圏域での権利擁護体制の構築を行います。</li> </ul>
親亡き後の権利擁護体制の強化 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親亡き後、障がいのある人の生活環境が変化する状況を見据え、障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で生活を送ることができるよう、ケアマネジメント機能、相談支援体制の機能強化を図り、対応プログラムの研究を進めます。</li> </ul>
障害者差別解消法の周知と人権擁護 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民に対し、不当な差別的取扱いの禁止や障がいのある人への合理的配慮の提供についての周知を図るとともに、人権擁護についての啓発を行います。</li> </ul>
虐待防止措置の強化 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●虐待は、未然に防ぐことが重要なため、住民やあらゆる関係者にむけて、虐待防止法や権利擁護の理解啓発を行い、虐待に至らない環境を確保します。</li> </ul>
消費者トラブル解消と対策 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人を狙った消費者契約トラブルなどの犯罪被害防止のために、生活科学センターや警察などと協力しながら取り組みます。</li> </ul>
金銭管理等の援助 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断能力が十分でない、知的障がいや精神障がいのある人が、地域で安心した生活を送ることができるよう、福崎町社会福祉協議会と連携して日常的な金銭管理の援助などができる制度の普及啓発などを行います。</li> </ul>

## ■ 評価指標の設定

基本理念「地域共生社会と自己実現を進め 安心して住めるまち・福崎」の実現に向け、障がい者プランの達成状況を評価するため、基本目標に対するそれぞれの評価指標を設定します。

### 基本目標 1 «生活支援の充実»

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R11)
町内の相談支援専門員の数（人数）	5名	8名
障害福祉サービス情報提供満足度（アンケート調査結果）	50%	70%
ひきこもり対策事業の実施（年間回数）	年1回	年15回

### 基本目標 2 «教育の充実と社会参加・交流の促進»

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R11)
福崎町社会福祉協議会等と連携した福祉教育開催回数（年間）	年22回	年48回
町内放課後等デイサービスの整備（事業所数）	2事業所	3事業所
町内移動支援事業所の増加（事業所数）	1事業所	2事業所

### 基本目標 3 «しごとの支援»

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R11)
町内の対象事業所の障がい者雇用率の達成状況の向上（達成率）	62%	85%
福祉施設から一般就労への移行者数（延人数）	0人	8人
就労相談会の開催回数（年間回数）	年0回	年10回

#### 基本目標 4 「共生の地域づくりの推進」

指 標 名	現状値 (R2)	目標値 (R11)
広報やホームページ等を通じた周知の充実度（町民アンケート）	35%	70%
地域生活支援拠点等の整備（事業数）	1 事業	2 事業
グループホームの整備数（入居者数）	7 名	20 名

#### 基本目標 5 「安全安心社会の実現」

指 標 名	現状値 (R2)	目標値 (R11)
防災と福祉の連携による防災訓練実施回数（延回数）	延 2 回	延 20 回
障がいのある人用の福祉避難所箇所数（指定箇所数）	0 箇所	4 箇所
成年後見制度の認知度（町民アンケート調査）	18%	50%